

座間市アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 件名

座間市アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業業務委託

(2) 目的

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関におけるアウトリーチ等の充実を行い、社会参加に向けたより丁寧な支援必要とする方への支援を強化することを目的とする。

なお、本事業は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業の一環として実施するものであり、同法に基づく他の事業とあいまって、地域全体で包括的な支援体制の構築を図るものである。

(3) 契約期間

契約締結日（令和7年8月1日を予定） から 令和8年3月31日 まで

(4) 業務内容

別紙「座間市アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業業務委託仕様書」のとおり。

3 予算限度額

5,989,330円（消費税、地方消費税を含む。）

4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 生活困窮者自立支援法に基づくアウトリーチ等支援業務若しくはこれに類似する業務又は生活困窮者の自立支援の業務の実績がある法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。
- (4) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく停

止措置を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (8) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

5 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

6 参加表明手続

次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル方式参加表明書（第1号様式）

イ 誓約書（第2号様式）

ウ 法人概要（株式上場の有無、資本金額等がわかるもの。任意書式）

エ 「4 参加要件」(1)を満たすことが確認できるもの（任意書式）

オ プロポーザル方式参加資格確認結果通知書の返信用封 1枚

※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先の宛先を明記のうえ、110円切手を貼付のこと。

(2) 提出先

座間市福祉部地域福祉課自立サポート係

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

(3) 提出方法

持参又は送付すること。送付する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

(4) 提出期間

令和7年5月9日（金）午後5時15分 まで（必着）

（持参の場合は、市役所の閉庁日を除く。）

(5) 参加資格要件の確認結果

令和7年5月21日（水）までに、プロポーザル方式参加資格確認結果通知書を送付する。

7 提案書の提出

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者から、次のとおり提案書を受け付けるものとする。

(1) 提出書類

ア 提案書表紙（第3号様式） 1部

イ 次の書類を、A4規格の紙フラットファイルに綴じたもの 原本1部 副本7部

（ア）提案書（任意書式。ページ数・縦横不問。A3書類の折込可。）

（イ）経費の見積書（任意書式）

ウ ア及びイの書類について電子データで提出する場合は、当該ア及びイに定める部数にかかわらず、提出するファイル数は1ファイルとする。この場合において、電子データはPDFファイル形式とすること。

(2) 提案書の記載事項

次の事項を盛り込むこと。

ア 法人概要

イ 業務の実績（類似する業務の実績も含む。）

ウ 工程表（実施スケジュール、作業の具体的な進め方など）

エ 業務実施体制

（ア）担当者、担当者の連絡先、人員配置、役割分担等

（イ）再委託等の予定がある場合はその内容及び業者名等

オ アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業についての貴法人の考え方

カ その他実施に当たっての貴法人独自の工夫

(3) 提案書作成上の留意事項

ア 仕様書に基づいて作成すること。

イ 業務実施に当たり、仕様書にかかわらず、より合理的で効率的・効果的な実施方法に関する提案がある場合等は、提案書に盛り込むこと。

ウ 提案書は、1者1提案とする。

エ 提案書の文字サイズは、11ポイント以上を原則とする。

(4) 提出先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市福祉部地域福祉課自立サポート係

メールアドレス seikatsu@city.zama.kanagawa.jp

(5) 提出方法

持参若しくは送付又は電子データで提出すること。送付する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

電子データについては電子メールで送信することとし、送信後、電話等で到達確認を行うこと。データ容量等の事情により電子メールでの送信が困難な場合は、提出先に相談すること。

(6) 提出期間

令和7年5月22日（木） から 5月30日（金）午後5時15分 まで（必着）（持参の場合は、市役所の閉庁時間を除く。）

8 提案書に関する質問と回答

提案書の作成に当たっての質問を、電子メールにより受け付ける。電子メールの送信後には、電話連絡でその旨を連絡すること。

(1) 質問受付期間

令和7年5月2日（金）午後5時15分 まで

(2) 質問提出先メールアドレス

seikatsu@city.zama.kanagawa.jp

(3) 回答方法

市ホームページに随時掲載する。

(4) 電子メール送信に関する留意事項

電子メールの件名は、「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業業務委託に関する質問（事業者名）」とすること。

(5) 連絡先

座間市福祉部地域福祉課自立サポート係 電話 046-252-8566（直通）

9 プレゼンテーション審査

本プロポーザルに関して、プレゼンテーション審査は行わない。

10 評価及び結果通知

(1) 選定委員会

評価は、座間市アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し実施する。

(2) 評価方法

ア 応募資格の審査及び応募書類の確認

座間市福祉部地域福祉課が行う。

イ 提案書の評価

選定委員会の委員長及び委員が、評価基準に基づき書類審査を行う。最高得点者が受託候補者となる。

(3) 評価基準

別紙に示す基準で評価を行う。

(4) 再評価

最高得点取得者が同点で複数いる場合は、ヒアリング審査により再評価を行う。再評価を実施する場合は、対象となる参加者に連絡する。

なお、再評価を行っても同点となったときは、選定委員会の委員長が受託候補者を決定する。

(5) 評価における留意事項

ア 参加者が1者であっても評価を行う。

イ 選定委員会の委員長及び委員の採点の合計点が満点に対し50%に満たない場合は、交渉権者として特定しない。

(6) 結果通知

文書にて通知する。また、市ホームページにおいて選考結果を公表する。

(7) 契約手続き

審査の結果により、最高得点者が受託候補者となり、業務の内容及び仕様について本市と協議を行い、契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が不調になった場合、次順位である者を受託候補者として契約交渉を行うことができるものとする。

(8) 参加者が1者のみの場合

審査において、選定委員会がこの実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その1者を受託候補者として決定する。

1 1 参加資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、本プロポーザルに参加できない。また、既に提出された提案書は無効とする。

(1) 「4 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

1 2 その他

(1) プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類の変更、追加、差し替えは認めない。

(4) 提出された書類について、市又は選定委員会が追加の資料を要求する場合がある。

(5) 提出された書類について、市又は選定委員会の委員長及び委員が説明を求める場合がある。

(6) 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例（平成16年座間市条例第17号）

の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

- (7) 市は、提出された書類について、提出者に無断で本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (8) 参加手続後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書（任意書式）を提出すること。

1 3 スケジュール

募集告知開始	令和7年4月23日（水）
参加表明手続締切	令和7年5月9日（金）午後5時15分まで
参加資格確認結果通知発送	令和7年5月21日（水）までに送付
質問締切	令和7年5月2日（金）午後5時15分まで
提案書提出締切	令和7年5月30日（金）午後5時15分まで
評価結果通知発送	令和7年6月中旬から下旬までの発送を予定
契約事務手続	令和7年7月上旬を予定

1 4 問合せ先

座間市福祉部地域福祉課自立サポート係

電 話 046-252-8566（直通）

FAX 046-252-7043

E-mail seikatsu@city.zama.kanagawa.jp

別紙 評価基準書

評価項目	評価基準・視点	配点
実施方針	生活困窮者自立支援法及び制度の理念や概要に関する理解	30点
	座間市の状況や福祉的課題に関する理解	
	制度の理念などを踏まえた業務実施に対する考え方	
実施方法	地域に密着した実施計画及び実施方法	40点
	事業利用者の状態像を踏まえた個々の利用者に即した支援	
	市を含めた関係機関との連携やネットワークづくり	
実施体制	実施体制及び実施能力	30点
	業務（類似業務を含む。）の実績	
	経費積算の妥当性	
	プライバシー、個人情報保護の取り組み	
加点項目	事業実施に有効な専門知識及び資格等の職員の確保	20点
	合理的で効率的・効果的な事業実施に資する独自の工夫	